

【測量・建設コンサルタント等業務】

津野町告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に津野町が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について次のように定める。

令和3年1月8日

津野町長 池田三男

第一 指名競争入札に参加する者に必要な資格等

一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者は、令和2年10月1日（以下「審査基準日」という。）において、1に掲げる登録を受け、かつ2に掲げる事項のいずれにも該当しない者で、指名競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）（高知県様式に準ずる。以下「申請書」という。）を町長に提出し、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当せず、入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に搭載された者とする。

ただし、資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）と他の有資格者若しくは資格者名簿に登録されていない者（以下「無資格者」という。）が合併し、又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業を譲り受けた場合（有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業の承継会社又は新設会社となった場合も含む。以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

1

- (1) 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録
- (2) 土木関係コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月

建設省告示第 717 号) 第 2 条の規定による登録

- (3) 建築関係コンサルタント業務 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条  
のよる登録の規定による登録
- (4) 地質調査業務 地質調査業者登録規定 (昭和 52 年 4 月建設省告示第 718 号)  
第 2 条の規定による登録
- (5) 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規定 (昭和 59 年 9 月建設  
省告示第 1341 号) 第 2 条又は不動産の鑑定に関する法律 (昭和 38 年法律第 152  
号) 第 22 条の規定による登録
- (6) 環境調査業務及び水質分析業務 計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 107 条の  
規定による登録

2

- (1) 営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起し、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 審査基準日前日 (令和 2 年 9 月 30 日) までに納期限の到来した国税、都道府  
県税及び市町村税を滞納している者。ただし、申請時まで完納した場合は、こ  
の限りでない。
- (6) 津野町内において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個  
人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしておらず、かつ、今  
後個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、津野町におい  
て個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別  
徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民  
税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者
- (7) 津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則 (平成 24 年津野町  
規則第 19 号) 第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者

## 第二 申請書の提出時期、方法等

### 1 提出時期、方法等

一般競争入札又は指名競争入札に参加することを希望する者は、申請書 (高知県

様式に準ずる。以下「申請書」という。)を令和3年1月15日から同年3月1日までの間に町長に持参又は郵送(令和3年3月1日消印有効、宅配便利用の場合は受付期間中必着)で提出しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合を除く。

## 2 提出添付書類

申請書を提出する者は(以下「申請者」という。)、特別な理由がある場合を除き、当該申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業に関する登録の証明書(写し可)
- (2) 測量等実績調書
- (3) 技術職員名簿又は技術者経歴書
- (4) 申請者が法人の場合は登記事項証明書(写し可)、個人の場合は代表者の身分証明書(市町村長の証明、写し可)
- (5) 財務諸表類(審査基準日前(最新)の1事業年分、写し可)  
法人の場合 損益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、注記表  
個人の場合 「青色申告決算書」または「収支内訳書(白色申告書)」一式
- (6) 国税及び地方税の納税証明書(写し可)  
審査基準日の前日(令和2年9月30日)までに納期限の到来したもので、滞納がない旨の証明書。委任の場合は、委任先が所在する地方税の証明書も添付。  
証明日は審査基準日以降のもの。
- (7) 津野町内に主たる営業所又は支店若しくは営業所を有する事業者においては個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書
- (8) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (9) 営業所一覧表
- (10) 委任状(営業所等に委任事項がある場合のみ)
- (11) その他町長が必要と認めた書類

## 第三 資格の取消し

町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する時は、その資格を取り消すものとする。

- 1 業務に関し法律上必要とする登録を取り消されたとき。

- 2 審査基準日以後に、第一の2の(1)から(4)まで及び(7)のいずれかにより該当する者となったとき。
- 3 建設工事競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 4 入札参加資格を辞退したとき。

#### 第四 申請書の変更届

申請書を提出した後、次に掲げる事項について変更があったときは、変更届（任意様式）を直ちに町長に提出しなければならない。

- 1 営業所の名称及び所在地
- 2 商号又は名称
- 3 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
- 4 前三号に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

#### 附 則

この告示（令和3年1月津野町告示第2号）は、令和3年1月8日から施行する。